

- 【目 的】 港湾運送事業に従事する労働者の職業能力の開発向上、雇用及び生活の安定のために必要な事業を実施することにより、港湾労働者の福祉の増進と港湾運送事業の近代化に資することを目的とする。
- 【設立年次】 昭和60年4月
※ 前身の団体(任意団体。昭和55年に設立)を発展的に解消し、財団法人となる。
- 【会 長】 花島 孝明
- 【役職員数】 理事25名、監事3名 (いずれも非常勤、港湾労使により構成)
職員50名 (うち本部18名、港湾技能研修センター14名、支部(6大港)18名)
※ 国家公務員出身者 役員 0名、職員 12名
※ 平成23年4月1日現在
- 【予 算】 38.7億円 (うち国からの支出は3.1億円) <平成23年度>
※ **国からの支出は、21年度からの2年間で約25%を削減**
- 【主な事業】 ① 港湾労働者年金制度の運営
② 職業訓練施設(港湾技能研修センター)の設置及び運営
③ 港湾労働法に基づく港湾労働者雇用安定センターの事業 <指定業務>

港湾労働法における指定法人制度(港湾労働者雇用安定センター)

1. 概要

【根拠規定】 港湾労働法第28条

【指定基準】

- ① 港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団・財団法人であること。
- ② 業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- ③ その他、業務の運営が適正かつ確実に行われ、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に資すると認められること。

【指定業務の内容】(港湾労働法第30条及び31条)

- ① 事業主に対する港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項についての相談その他の援助
- ② 港湾労働者に対する訓練
- ③ 港湾労働者派遣事業その他の港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集、整理及び提供
- ④ 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあっせん
- ⑤ 雇用安定事業関係業務(※)
- ⑥ その他、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図るための業務

※ 港湾労働者雇用安定センターが行う雇用安定事業関係業務は、以下のとおり。

ア 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究

イ 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について、事業主その他の関係者に対する相談その他の援助

ウ 港湾労働者派遣事業の派遣労働者に対する港湾労働者派遣事業に係る派遣就業についての相談その他の援助

エ 雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修

オ その他、港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業

2. 指定法人制度の必要性

<港湾運送事業の特徴>

- ① 事業活動に著しい波動性があり、労働力需要が日々異なる。
- ② 労働力需給の状況は各港湾によって大きく異なり、加えて、必要となる労働力を個別の企業において常用労働者のみでは対応できない。
→ このため、港湾労働法が適用される港湾ごとに、迅速・的確な需給調整ができる仕組みを設けることが必要

<需給調整の実施主体>

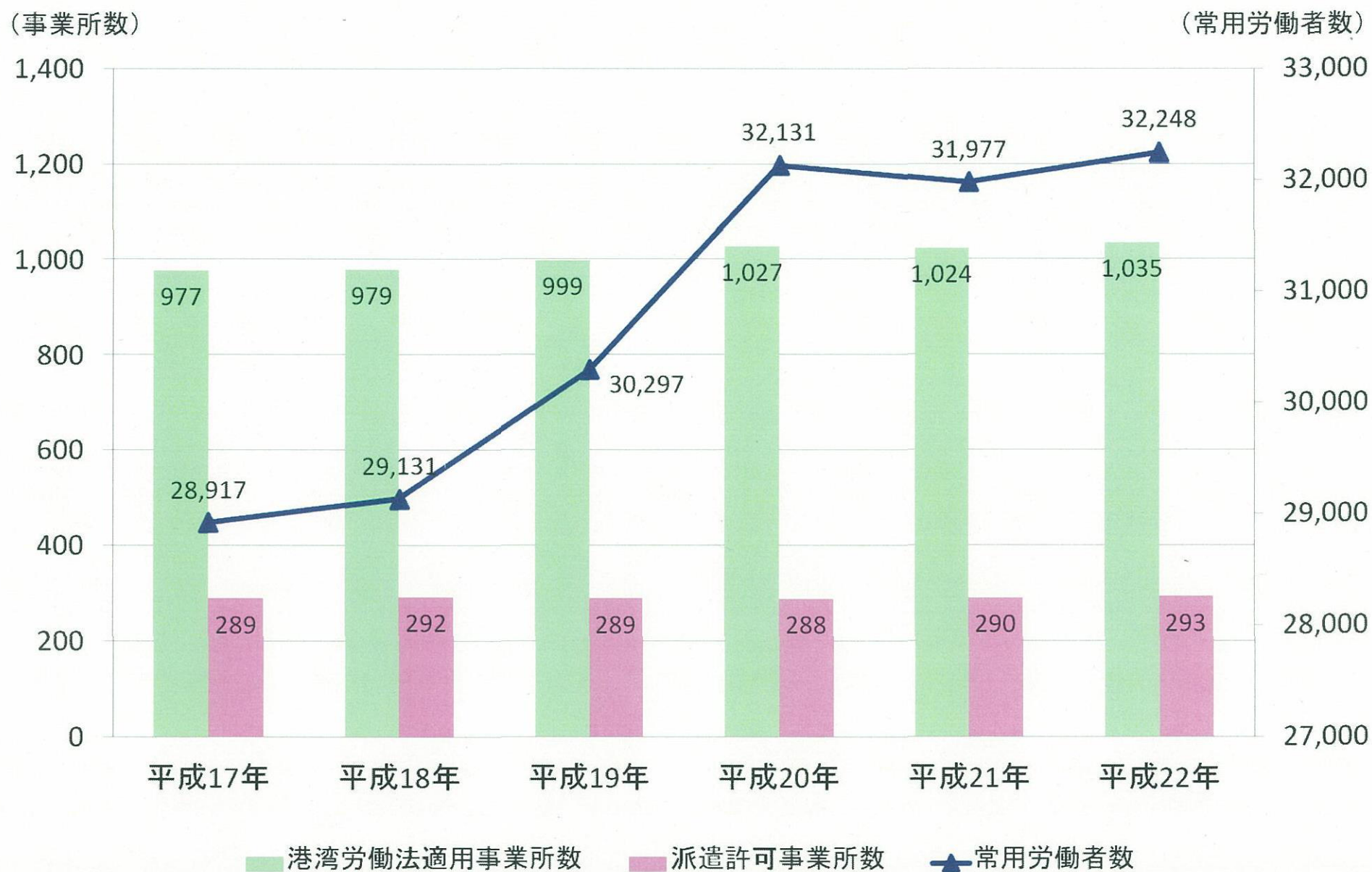
国が一元的に需給調整業務を行うよりも、各港湾の実情に知悉している公平・中立な立場にある法人に実施させる方が、効率的・効果的な業務運営という観点からは望ましい。
→ 指定法人制度が必要

3. 港湾労働安定協会が指定されている理由

- 港湾労働安定協会が港湾労使による自主団体として発足した経緯があり、業務運営に当たっても、港湾労使による相互のチェック機能が働いていること、長年にわたる研修実績に基づくノウハウが蓄積されていること等を踏まえ、指定されたもの。〈昭和64年1月1日に指定〉
- 港湾労働法が施行されて20年以上が経過したが、景気動向等による変動はあるものの、港湾労働者派遣件数は一定水準にあり、また、あっせん成立率も概ね80%以上で推移するなど、指定法人として期待される役割を十分に果たしているものと考えられる。

#

6大港における各事業所数・常用労働者数の推移(各12月末現在)



I 港湾労働者の派遣あっせん事業

6大港における港湾労働者の就労状況

(単位:人日)

	就労延日 数	企業常用 労働者	港湾労働 者派遣	日雇労働 者
17年度	515,395	503,700	2,412	9,283
18年度	533,809	520,893	2,450	10,466
19年度	550,060	535,268	2,635	12,157
20年度	563,165	548,745	2,227	12,194
21年度	543,996	530,384	1,631	11,950
22年度	549,545	533,231	2,042	14,273

(注)各年度の月平均値である。

港湾労働安定協会におけるあっせん状況

(単位:件数)

	①派遣 成立	②派遣元 申込数 (①/②)	③派遣先 申込数 (①/③)
17年度	2,412	2,650 (91.0%)	11,970 (20.2%)
18年度	2,450	2,650 (92.5%)	13,219 (18.5%)
19年度	2,635	2,829 (93.2%)	15,299 (17.2%)
20年度	2,227	2,623 (84.9%)	14,836 (15.7%)
21年度	1,631	2,539 (64.2%)	13,832 (11.8%)
22年度	2,042	2,404 (84.9%)	16,723 (12.2%)

(注)各年度の月平均値である。

Ⅱ 各種研修事業

港湾労働者に対する研修実施状況

(単位:人)

	自動車 運転科	港湾荷 役科	クレー ン運転 科	情報科	合計
17年度	99	695	453	39	1,286
18年度	108	737	455	15	1,315
19年度	103	818	557	225	1,703
20年度	157	956	644	190	1,947
21年度	145	908	600	182	1,835
22年度	115	504	563	—	1,182

派遣元責任者・雇用管理者に対する 研修実施状況

	派遣元責任者講習		雇用管理者研修	
	実施回数 (件)	参加者数 (人)	実施回数 (件)	参加者数 (人)
17年度	6	330	8	594
18年度	6	353	7	529
19年度	7	378	7	590
20年度	6	407	7	591
21年度	10	457	12	887
22年度	10	384	12	879

Ⅲ 相談援助事業

事業者・労働者に対する相談実施状況（来所・電話）

（単位：件）

	6大港	港湾技能研修センター
17年度	5,734	341
18年度	3,349	326
19年度	3,544	281
20年度	3,764	427
21年度	2,727	364
22年度	4,017	367

(財)港湾労働安定協会における事業運営の効率化等に向けた取組

これまでの取組

- ・的確な業務執行: 支部長会議に加えて、平成21年度からは業務担当者会議を実施。
- ・職員の資質の向上: 平成22年度から、近代的港湾荷役作業についての職員研修会を開催。
- ・適正な業務管理: 平成14年度から毎年度各支部に対して、本部業務担当者による実地指導(派遣業務、経理業務)を実施。平成15年度から毎年度1支部について会計士による監査を実施。

今後の課題

- ・指定法人として、より適正、的確な業務の実施に向けた内部管理体制の充実の検討
＝安定協会として統括的責任者による支部等に対する内部監査の計画的な実施等
- ・国の方針に基づいての整理・合理化の取組の検討
＝公務員OBである役職員の後任者補充時における公募採用(平成23年度から実施)の継続的な実施